

日高港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成27年1月

日高港港湾管理者
和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 7月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成25年11月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た日高港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1. 小型船だまり計画	2

変更理由

- ・プレジャーボート係留施設の不足を解消するため、塩屋地区において、小型船だまり計画を変更する。

1. 小型船だまり計画

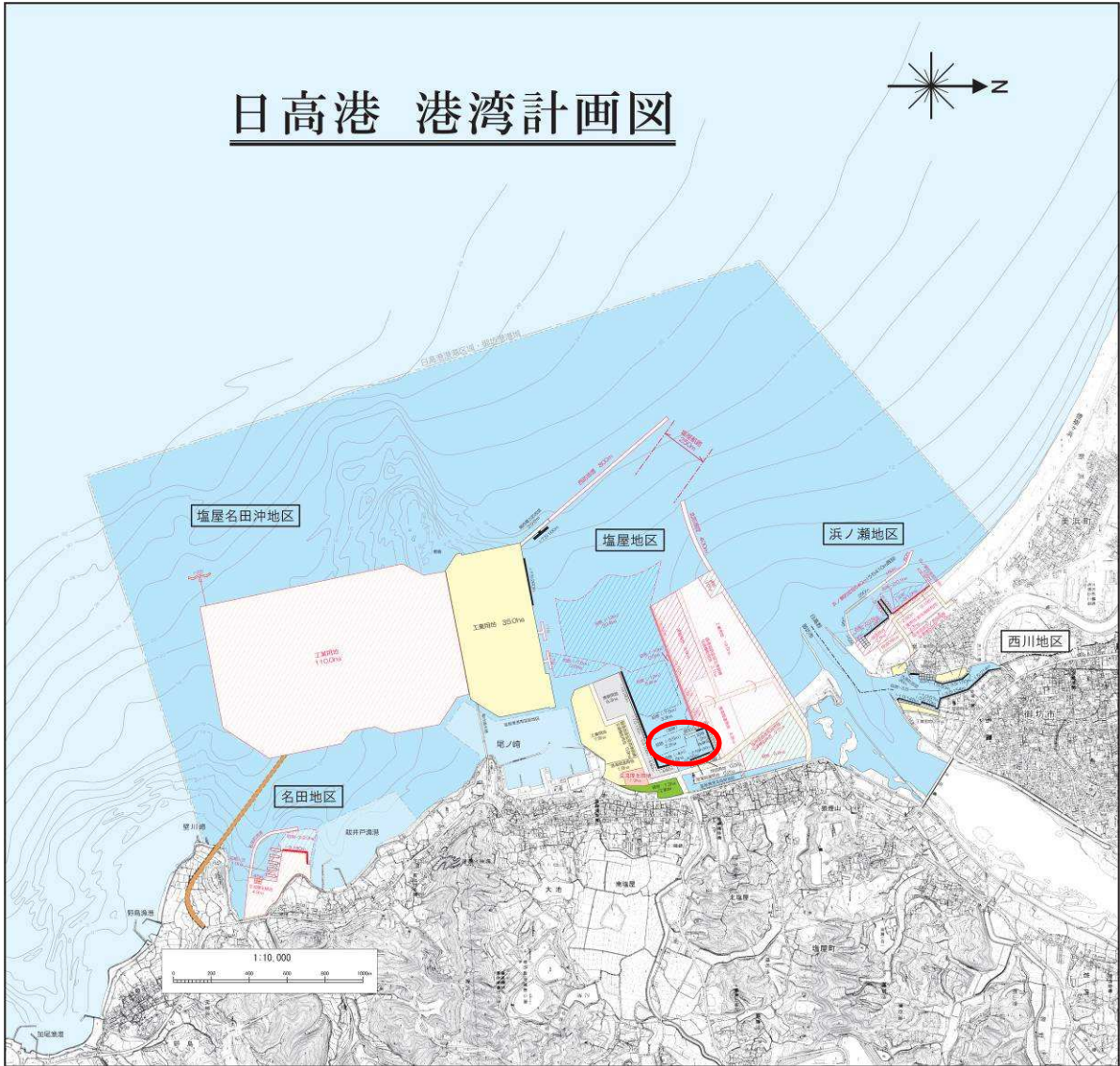
プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

塩屋地区

小型栈橋 1基 [新規計画]

日高港港湾計画変更箇所位置図



凡 例	
○	計画変更箇所

